

令和5年 12月

焼津市移動支援 ガイドライン

焼津市地域生活支援事業

【利用者・事業者兼用】



焼津市役所 健康福祉部 障害福祉課

電話 054-631-5532

移動支援の概要

1 移動支援とは

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として焼津市が実施している事業です。単独では外出困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ヘルパーが外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

2 対象者

焼津市内に在住の障害者総合支援法に定める障害者(児)であって、外出の支援が必要と認められる者。(ただし、児童については小学生以上が該当)

■移動支援の主な対象者

障害種別	対象要件
身体障害のある人	身体障害者手帳を所持している
知的障害のある人	療育手帳を所持している
精神障害のある人	・精神障害者保健福祉手帳を所持している ・精神障害を事由とする年金を現に受けている ・自立支援医療受給者証を所持している
難病患者	障害者総合支援法に基づく特定疾病に該当している
児童	<u>小学生以上</u> の児童で次に掲げる者 ・障害者手帳を所持している ・その他市が状況を確認し必要と認めた者

※障害者総合支援法の障害福祉サービスにおける介護給付の重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の受給者は、法定給付が優先されるため対象となりません。

※市外のグループホームに入居しており、焼津市の支給決定を受けている人は焼津市の移動支援の対象者となります。

18歳未満の児童の利用

18歳未満の障害のある児童の移動支援の利用は、原則として小学校1年生以上の児童を対象とします。ただし、小学校低学年の場合においては、保護者が付き添って外出することが障害の有無にかかわらず一般的ですので、移動支援の利用が必要でやむを得ない事由がある場合は、市にご相談ください。

3 実施方法

移動支援のサービス提供形態としては、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類の方法があります。

(1) 個別支援型

1人の障害者(児)に対して、ヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

(2) グループ支援型

複数の障害者(児)に対して、ヘルパーが同時に支援を行います。ただし、ヘルパー1人で支援できるのは、最大2人までとします。

(例)○ 利用者3人に対し、ヘルパー2人に対応

× 利用者5人に対し、ヘルパー2人に対応

4 サービスの内容

ヘルパーが外出を行う際の準備、移動中及び目的地における本人に必要な支援を行います。外出時に本人を支援すべき人がいる場合は対象となりません。具体的には次のような事例です。

(1) 移動支援の対象と考えられる事例

- ・ 外出の準備に伴う支援(移動に必要な短時間の整容、更衣介助、手荷物の準備等)
- ・ 外出に伴う支援(交通機関の利用補助等)
- ・ 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援(代読、代筆等)
- ・ 外出先での必要な支援(排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等)
- ・ 外出から帰宅した直後の対応支援(短時間の更衣介助、荷物整理等)

(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- ・ 単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合(病院の待ち時間、レッスンやイベント等の待ち時間で支援を行わない時間)
- ・ 目的地において本人の支援をする必要がなく、一緒にイベントに参加したり、レクリエーションなどの活動に参加する場合
- ・ 外出の主たる目的地が障害福祉サービス事業所等で、そこに本人を支援すべき人がいる場合
- ・ 施設や学校行事の開催中の支援をする場合

5 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に「社会生活上必要であるかどうか」「社会参加の促進のために必要かどうか(余暇活動を含む)」という観点から判断し、原則として1日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

■対象となる外出

目的	外出先例
行政手続き、相談、選挙の投票等	市役所、警察署等の官公庁
医療機関の受診(※1)、入退院等の手続き、相談等	病院、診療所、保健センター
金融機関の利用	銀行、郵便局
文化施設等の利用	美術館、図書館、講演会場、コンサート会場
体育施設等の利用(※2)	体育館、競技場、プール
観光施設等の利用	動物園、映画館
買物(※3)	商店・スーパー等の商業施設
理容、美容	理容院、美容院
冠婚葬祭	結婚式・葬式・法事等の会場(※4)
地域生活	自治会、子供会等行事、祭り

※1 定期的な通院等は「居宅介護(通院等介助)」を優先します。

※2 マラソンの伴走、水泳等の介助は対象外です。

※3 日常生活上の食材料等の購入は「居宅介護(家事援助)」を優先します。

※4 冠婚葬祭については、原則会場において支援を得られない場合に限りませんが、特別な理由がある場合は、個別に市へ相談してください。

■対象とならない外出

事由	外出先
経済活動に係る外出	通勤、営業活動、報酬の出る講演会など
通年かつ長期にわたる外出	通学、通園、福祉施設などへの送迎
社会通念上公費での支援が適当でない外出	布教活動、選挙運動などの政治活動 ギャンブル、公序良俗に反する外出

通学・通所の特例

焼津市では、通学、通所への送迎について、移動支援を利用することはできませんが、次に該当する場合は、移動支援の利用が可能な場合がありますので、市にご相談ください。

①通学

- ・保護者が障害、傷病、出産等により付き添いができない場合
- ・通学訓練を希望する場合(原則3か月間のみ)

②通所

- ・保護者が入院等やむを得ない事情による場合(原則通所事業所の対応を第一優先とし、一時的な利用に限る。)

6 利用料等

移動支援にかかる利用料については、利用者の所得状況によって、次のとおりとなります。なお、障害福祉サービスの利用者負担とは全く異なるものであるため、高額障害福祉サービス費の支給対象にはなりません。

■利用料

	生活保護世帯	視覚障害のある人	その他の人
負担割合	無料	無料	1割負担（※）

※利用時間や身体介護の有無によって利用料は異なります。

■移動支援に伴う諸経費について

外出の際、利用者とヘルパーの交通費や入場料等がかかる場合があります。次を参考に事前に事業所と相談した上で利用してください。事業所においても契約時や利用時によく利用者と確認をしてください。

【参考】

項目	負担する人
ヘルパー派遣に要する交通費	事業所（ヘルパー）が負担 ただし、出発地点が事業所の定める実施区域外（※1）の場合は、事業所はあらかじめ利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合には利用者負担とすることが可能。 ※実施区域外とは… 各事業所がサービス提供を行うこととしている地域以外の場所（例：志太榛原圏域以外の場所）
移動支援中の交通費 （電車代、バス代等）	利用者がヘルパー分を負担
入場料やチケット代等	利用者がヘルパー分を負担
食事代	事前に事業所に確認してください ヘルパーの食事については、必ずしも一緒に食事をする必要はありません。ヘルパーの食事中は、介助をしている状態とはいええないため移動支援の対象にはなりません。（休憩中の扱いとなり、サービス提供時間から控除してください。） また、どのような場合であってもヘルパーがアルコールを摂取した場合は、その時点で移動支援は終了となります。
駐車場代	事前に事業所に確認してください 駅を出発地点とする場合、ヘルパーが駅近辺の有料駐車場に車を停める場合があります。

7 支給決定

移動支援を利用する場合は、あらかじめ市に申請を行い、支給決定を受ける必要があります。利用できる時間は、利用者の状況等を勘案し、月に15時間を上限として決定します。家庭の状況等で上限を超えるサービス利用が必要な場合は、市にご相談ください。

また、1回の利用時間の上限を原則8時間とします。上限を超えて利用を希望する場合は、事業所とよく相談してください。

支給決定の期間は、1年以内ですので、引き続き利用を希望される場合は、その都度申請が必要です。(原則誕生月を基準として更新申請が必要です)

■支給決定・利用時間の上限

	市の支給決定	1回の利用時間
上限	15時間／月	8時間／日

8 身体介護を伴うか伴わないかの判断基準

「身体介護を伴う」の区分とは、移動支援を行う際に実際の身体介護を行ったか否かにかかわらず、日常生活において身体介護が必要な人かどうかで判断します。

■「身体介護を伴う」場合の判断基準

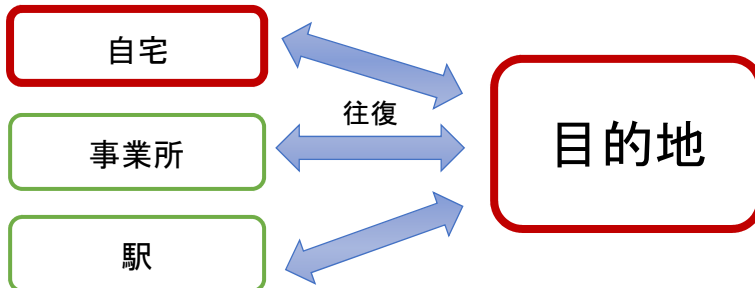
区分	判断基準
身体介護を伴う	次のどちらかに該当する場合 ・自立歩行ができない人 ・食事や排せつについて介護者の支援を要すると判断された場合 (見守りで足りる場合は「身体介護を伴わない」と判断する)
身体介護を伴わない	上記の判断がなされなかった場合

9 基本的な利用の仕方

(1) 「出発地点と目的地との往復利用」が原則

移動支援の基本的な利用は、「出発地点と目的地を往復する」こととしています。基本は、「自宅と目的地の往復」ですが、特定の場所に集合し、そこを出発地点とすることもできます。

【例】



(2) 片道利用の場合

片道のみ移動支援については、事業所によっては対応できない場合もあるため、事前に事業所と相談する必要があります。

■片道利用が可能な例と不可能な例

- 病院へ入院する際の付き添い
- 片道のみ保護者が送迎する場合
- × 自宅→学校 (通学訓練等の市が認めた場合を除く)
- × 自宅→短期入所・通所事業所 (市が認めた場合を除く)
- × 学校・事業所→自宅 (市が認めた場合を除く)
- × 学校→放課後等デイサービス事業所・放課後児童クラブ

移動支援事業に関するQ & A

Q1 目的地での待ち時間について

スポーツ観戦、映画鑑賞、レッスンなどは、終わるまでヘルパーに待っていてもらうことはできますか？

A 利用者がスポーツや映画を見ている間などで本人への介助が必要なく、ヘルパーが支援を行っていない単なる待ち時間の場合は移動支援の対象となりません。長時間ヘルパーを待たせてしまう場合の、利用が可能かどうかは事業所へお問い合わせください。

Q2 移動支援における通院時の取扱い

移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか？

A 次の受診日が決まるような定期通院においては、障害福祉サービスの居宅介護(通院等介助及び通院等乗降介助)を優先して利用することになります。突発的に受診が必要となった場合は、移動支援を利用できます。

また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、院内のスタッフによる介助が行われない場合で、利用者の障害の状況によって必要となる介助であれば、移動支援の対象とすることができます。単なる待ち時間については、移動支援の対象とはなりません。

(例)

- 視覚障害のある人で、院内の配置がわからず付き添いが必要な場合
- 知的障害のある人で、ヘルパーの付き添いがなければパニックを起こしてしまうことが考えられる場合
- 待ち時間中にトイレ介助が必要となる可能性がある場合
- × 本人に介助の必要なく、一緒に待っているだけの場合

Q3 病院に入院中、施設に入所中である場合

入院中や施設入所中の者が一時帰宅した際に、移動支援を利用することはできますか？

A 移動支援については、在宅生活を行っている人の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、入院中や施設入所中(短期入所中も含む)の人は、外出中や一時帰宅中であっても移動支援を利用することはできません。

※グループホームの入居者についてはQ11を参照

Q4 目的地で待ち合わせてからの利用開始

家族が目的地まで送迎し、ヘルパーが目的地のみでの移動支援を利用できますか？

A 目的地での移動支援が必要な場合、現地でヘルパーと待ち合わせて、目的地での活動中に支援を行うことは可能です。

Q5 片道送迎をした場合

自宅から目的地への片道送迎をした後、ヘルパーが自宅に置いた車を取りに戻る時間も移動支援の対象時間に含まれますか？

A 利用者の支援をしている時間のみ対象となるため、ヘルパーが車を取りに戻る時間は対象時間に含まれません。

Q6 外出前後に行う居宅内での支援

自宅での外出前後の出発への支援をヘルパーにしてもらえますか？

A 移動支援を行うために必要な短時間で済む居宅内での整容、更衣介助、手荷物の準備等の支援については対象となります。ただ、スムーズに出発できるよう家族がいる場合は、あらかじめ準備を行っておくようにしてください。準備が長時間かかるような場合は、居宅介護としての対象とするかの検討も必要となる場合があります。

なお、ヘルパーと準備はしたが、具合が悪くなり、外出を取り止めた場合は、居宅内で支援した時間のみ対象となります。

Q7 キャンセル料

予定していた移動支援を急にキャンセルした場合キャンセル料は発生しますか？

A 契約時に事前に事業所に確認してください。事業所もヘルパーのシフトを細かく組んで対応している場合があるため、やむ得ない事由以外の自己都合でのキャンセルは慎んでください。

Q8 プール内での支援を行う場合

移動支援を利用してプールに行く場合、プール内にて介助をしてもらえますか？

A 自宅からプールまでの間の移動支援や着替え等の支援は対象となりますが、プールの中での支援はできません。プール内で利用者を支援・指導する人がいるかどうか事前に十分確認してください。

Q9 宿泊を伴う外出

宿泊を伴う旅行に移動支援は利用できますか？

A 宿泊を伴う旅行に移動支援は利用できません。

Q10 短期入所への移動支援

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することはできますか？

A 短期入所施設への送迎は、原則、施設が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。
ただし、短期入所先へ送る予定であった家族等が、体調不良等により送迎が困難となった場合や施設が送迎をしない場合であって、やむを得ない事由がある場合は、市にご相談ください。

Q11 グループホームに入居中に移動支援を利用する場合

グループホームに入居している間も移動支援を利用することはできますか？

A グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。
ただし、通院の介助については、基本的には日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。（帰省時において通院の介助に利用する場合は利用できます）

Q12 学校や施設の行事への参加

施設や学校の行事に参加する際に移動支援を利用できますか？

A 利用できません。

学校や施設の行事は、あくまで学校や施設の主催によるものであり、監督責任は学校や施設にあります。行事の時間は施設支援、学校教育の一環であるため移動支援は認められません。（×遠足や社会見学への同行等）

Q13 家族会や保護者・PTAが主催する行事への参加

家族会や保護者・PTAが主催する行事への参加に移動支援を利用できますか？

A 学校や施設が主催する行事とは別のもので、社会参加の一環と考えられるため、主催者側の支援が得られない場合は利用できます。ただし、小学生以下で保護者同伴が必須である場合に、ヘルパーが保護者の代わりとして参加することはできません。

Q14 学校や通所事業所からの帰り道の買い物

学校や通所事業所の終了後、帰り道に菓子や飲料等の買い物をしてから帰宅したいのですが、利用できますか？

A 利用できません。

買い物を途中にはさんだ送迎と、真に必要な社会参加・余暇支援の切り分けが困難なため、一旦帰宅してから利用してください。

Q15 ヘルパーが自ら車を運転する場合

ヘルパーに運転してもらって目的地まで移動してもよいですか？

A ヘルパーが運転する車で目的地まで移動できません。（事業所やヘルパーの車をヘルパーが運転する場合、利用者の車をヘルパーが運転する場合のどちらも不可）ヘルパーの運転中は利用者の支援ができないためです。

Q16 家族が運転する車での移動

利用者の家族が運転する車に乗り、ヘルパーは後部座席において利用者につき添って介助をしていた場合、移動支援を利用することはできますか？

A 家族の運転する車に乗る場合、ヘルパーが利用者に対して「常時介助ができる状態で付き添う必要がある場合」は対象となります。乗車中に介助が必要ない場合は対象なりません。なお、事故等の不測の事態の心配もあるため、なるべく公共交通機関の利用を優先してください。

(例)

- 乗車中、常時利用者の座位保持のため支えている必要がある場合

Q17 電動車いすの利用者の移動支援

電動車いすを利用していますが、移動支援は利用できますか？

A 補装具における電動車いすの給付目的は移動が自立できることにあります。したがって、基本的には移動支援を利用する対象者とは考えていません。利用を希望する相当の理由がある場合は、個別に市へ相談してください。

焼津市移動支援事業者一覧

令和5年度現在 地区順・順不同

地区	契約法人名 事業所名	所在地 連絡先
焼津	(福)焼津市社会福祉協議会 焼津福祉サービスセンター	焼津市大覚寺 3-2-2 TEL 054-627-0412
	(福)焼津市社会福祉協議会 大井川福祉サービスセンター	焼津市宗高 572-1 TEL 054-662-0610
	(社)焼津市医師会 焼津市医師会ヘルパーステーション	焼津市本町 5-11-17 TEL 054-620-8585
	(株)ニチイ学館 ニチイケアセンター焼津	焼津市西小川 3-4-5 TEL 054-620-8501
	(株)ニチイ学館 ニチイケアセンター大井川	焼津市宗高 828-2 TEL 054-664-1026
	(株)ニチイ学館 ニチイケアセンター八楠	焼津市八楠 3 丁目 5-21 アーバン八楠 1F TEL 054-621-6003
	(株)ニチイ学館 ニチイケアセンター大住	焼津市三ヶ名 269 ライフポジション J1階 103 号室 TEL 054-621-3055
	(福)東益津福祉会 特別養護老人ホーム高麓	焼津市坂本 385-1 TEL 054-628-0070
	(福)正生会 訪問介護事業所つばさ	焼津市田尻北 792-1 TEL 054-656-0656
静岡	特定非営利活動法人 ピース すいか	焼津市大島 315 番地の1 TEL 054-639-5526
	合同会社らんぷ らんぷヘルパー派遣部	静岡市駿河区石田二丁目 16-10 パルティ ール石田 107 号 TEL 054-270-6901
島田	NPO法人 フリースペース・うえるびー フリースペース・うえるびー	島田市柳町 7-7 TEL 0547-37-2066

※焼津市が委託契約を結んでいる事業者の一覧です。これ以外の事業所を利用したい場合は、事前に市へご相談下さい。